

鳥取県公立高等学校高校生臨時支援金事務取扱要領

令和7年4月制定

1 趣旨

この要領は、鳥取県公立高等学校高校生臨時支援金交付要綱（令和7年4月28日付第202500020543号教育長通知。以下「交付要綱」という。）第6条及び第8条により、要綱の施行に必要な事務の取扱について定めるものとする。

2 対象となる者

以下の①～⑤の全ての要件を満たす者とする。

- ① 県立高等学校に在学する生徒であること（法第3条第1項）
- ② 日本国内に住所を有する者（法第3条第1項）
- ③ 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了していない者（法第3条第2項第1号）
- ④ 高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は、在学した期間を一月4分の3に相当する月数として計算。）を超えない者（法第3条第2項第2号、第3項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条第2項）
- ⑤ 令和7年度において、法第3条第2項第3号に定める「保護者等の収入の状況に照らして、保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められない者」に該当し、就学支援金の受給資格を認められない期間がある者。またはそれに相当するものと認められる者

3 算定対象期間

高校生臨時支援金の算定対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間とする。単年度限りの事業であるので、過年度支給は行えないことに留意すること。

4 支給額

- ① 支援の性質
生徒がその算定対象期間の授業料に充てるために高校生臨時支援金の支給を一括して受けることを基本とする。
- ② 支給額及び支給限度額
算定対象となる高校生臨時支援金の額は、2の対象となる者の在学する高等学校の授業料の年額に相当する額（表1の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）となる。但し、③の場合を除く。
- ③ 支給額の調整
高校生臨時支援金の支給額について、当該生徒が令和7年度中に高等学校等就学支援金の支給を受ける月がある場合その他在学期間等の勘案すべき事情がある場合には、高等学校等就学支援金の支給を受けている月の合計額等を勘案し、必要な調整を行う。
※単位制高等学校等、単位あたりの授業料を設定する高等学校等の支給額に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、7のとおりとする。

5 受給資格認定等

- ① 受給資格認定
高校生臨時支援金の支給の決定にあたっては、高校生臨時支援金の支給を受けようとする生徒が、受給資格認定申請書（別添様式1）に高等学校等就学支援金制度による認定情報等を添付（転学した生徒については別添様式2も添付）して、在学する高等学校を經由して、県に提出し、その認定を受けるものとする。
- ② 申請時期
7月に高校生臨時支援金の申請を行うものとする。（高等学校等就学支援金の令和7年7月の判定結果を用いて認定）
（注）高等学校等就学支援金については、就学支援金法に基づき、従来どおり、4月新入生は、4月に高等学校等就学支援金に係る申請を行い、在校生は7月に高等学校等就学支援金の申請（又は届出）を行う。

③ 申請方法

高校生臨時支援金を受けようとする者は、①に示したとおり、受給資格認定申請書（別添様式1）に高等学校等就学支援金制度による認定情報等を添付（転学した生徒については別添様式2も添付）して、在学する高等学校を経由して、県に提出し、その認定を受けるものとする。

また、その申請手続きに当たっては、文部科学省が提供する「高等学校等就学支援金事務処理システム」（以下、「e-Shien システム」という。）を利用して申請するものとする。

6 高校生臨時支援金の支給方法

高校生臨時支援金の支給方法については、年額を一括で支給するものとする。

また、高校生臨時支援金は高等学校等就学支援金と同趣旨の性格であることから、県が、③に示す方法により、高校生臨時支援金の受給権者の同意を得た上で、受給権者に代わって高校生臨時支援金を受給することとし、県の有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

7 単位あたりの授業料を設定している場合の取扱い

単位制高等学校等、単位あたりの授業料を設定する高等学校等に係る支給期間・支給対象単位数・支給額等については、以下の取扱いとする。

（1）支給対象期間について

支給対象期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（2）支給対象単位について

支給対象となる単位は、支給対象期間に新たに登録された単位を原則として、表1に定める学校等の区分に応じて定める単位数を上限とする。なお、新たに登録された単位が表1に定める単位の上限に満たない場合には、令和6年度以前に登録された単位で令和7年度に履修している単位を加えることができる。

（3）対象単位数の算定

高校生等臨時支援金の単位数の計算は次のとおりとする。

① 令和7年4月以降に新たに履修登録された単位数（表1の単位数を上限とする。）

② ①の単位が表1の単位数に満たない場合の単位数の加算

$$\text{加算できる単位数} = \frac{\text{令和7年度に履修している単位のうち}}{\text{令和6年度以前に登録された単位の単位数}} \times \frac{\text{令和7年度中の当該単位の履修期間}}{\text{当該単位の全履修期間}}$$

③ 支給対象単位

①と②の単位数の合計を支給対象単位とする。

ただし、表1の単位数を上限とする。

（4）支給額及び支給限度額

単位制高等学校等の支給額は、（3）の支給対象単位数に表1で定める1単位当たりの授業料を乗じて得た額とする。ただし、1単位当たりの授業料が当該単価を下回る場合には、当該額を乗ずる。

なお、支給額について、当該生徒等が令和7年度中に高等学校等就学支援金の支給を受ける月がある場合その他在学期間等の勘案すべき事情がある場合には、高等学校等就学支援金の支給を受けている月の合計額等を勘案し、必要な調整を行う。

8 留意事項

（1）高校生臨時支援金の受給資格認定申請にあたっては、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、生徒及び保護者等のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。

また、生徒及び保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起らないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと。

（2）受給資格認定申請において、手続を行わない場合であっても、支給要件及び支給額の算定根拠等については、書類等により確認可能な状態としておくこと。

高校生臨時支援金の支給限度額（表 1）

学校の区分	公立	
	定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※年間 24 単位まで
高等学校 定時制	2,700 円/月	1,740 円/単位 ※年間 18 単位まで
高等学校 通信制	520 円/月	336 円/単位 ※年間 18 単位まで